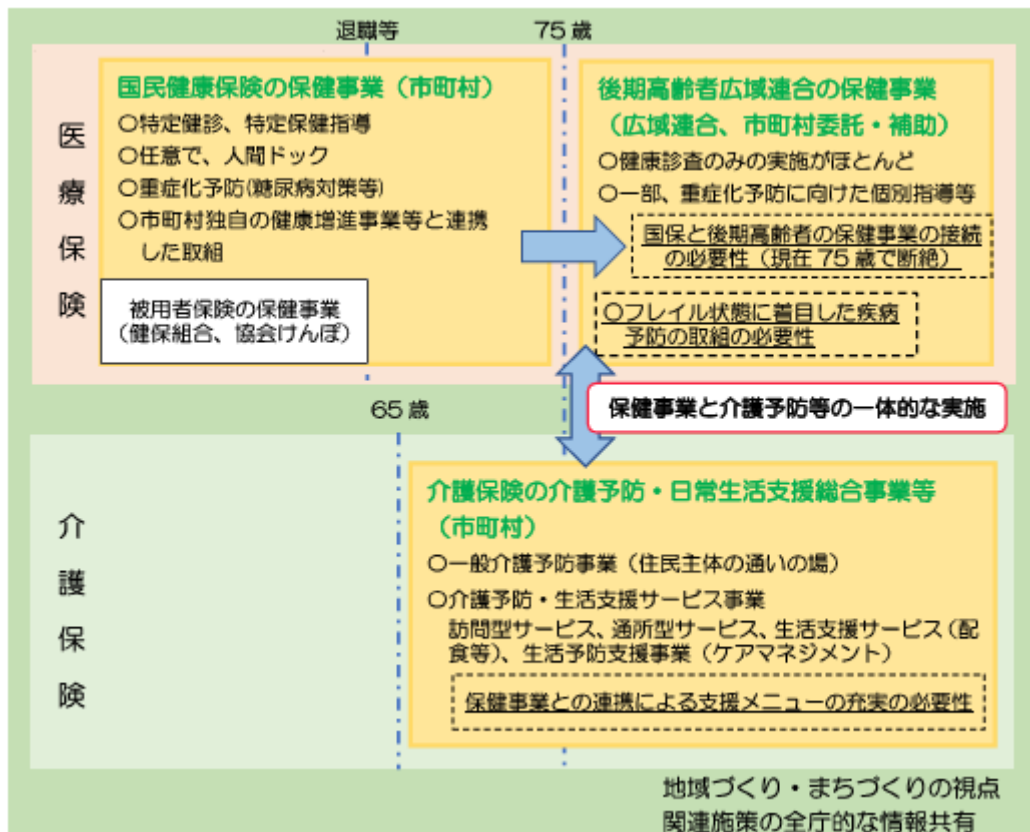


高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

事業概要・目的

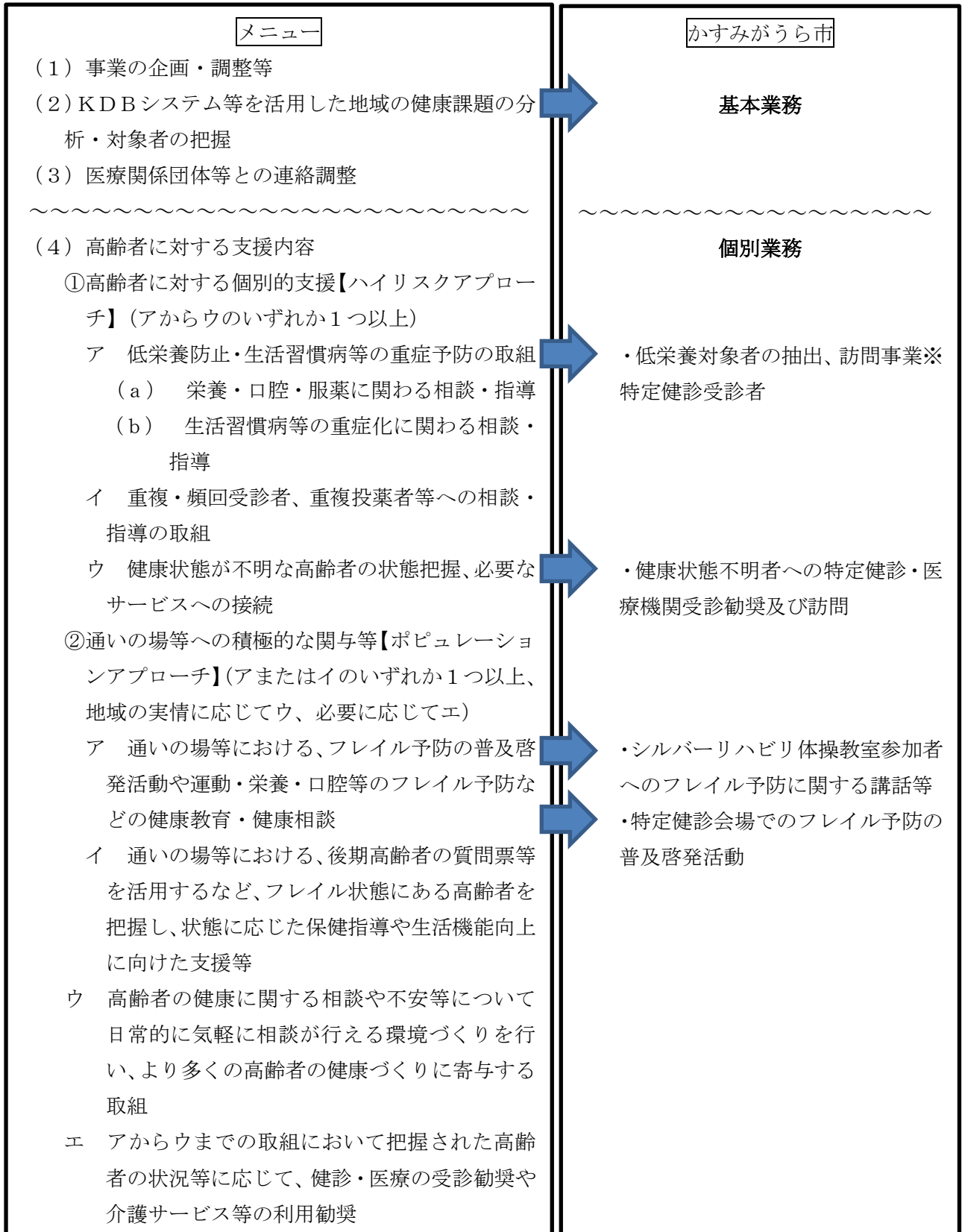
現在の医療保険制度は、75歳に到達するとそれまで加入していた国民健康保険制度から後期高齢者医療保険制度に移行することになるが、後期高齢者医療保険制度における保健事業は茨城県後期高齢者医療広域連合が、介護予防における取組は各市町村が主体となっているなど、これらの保健事業が適切に接続されず、健康状態や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題がある。

特に、後期高齢者は複数の疾患を有するケースも多く、加齢に伴う低栄養、筋力や口腔機能をはじめとする心身機能の低下や、抵抗力低下に伴う肺炎等による感染症の発症につながることも多く、こうした特性に応じ、医療専門職による相談・指導をはじめ、被保険者の生活習慣病等の重症化予防や、心身機能の維持など、保健事業と介護予防を一体的に実施することで、もって安心な老後の生活の一助とするもの

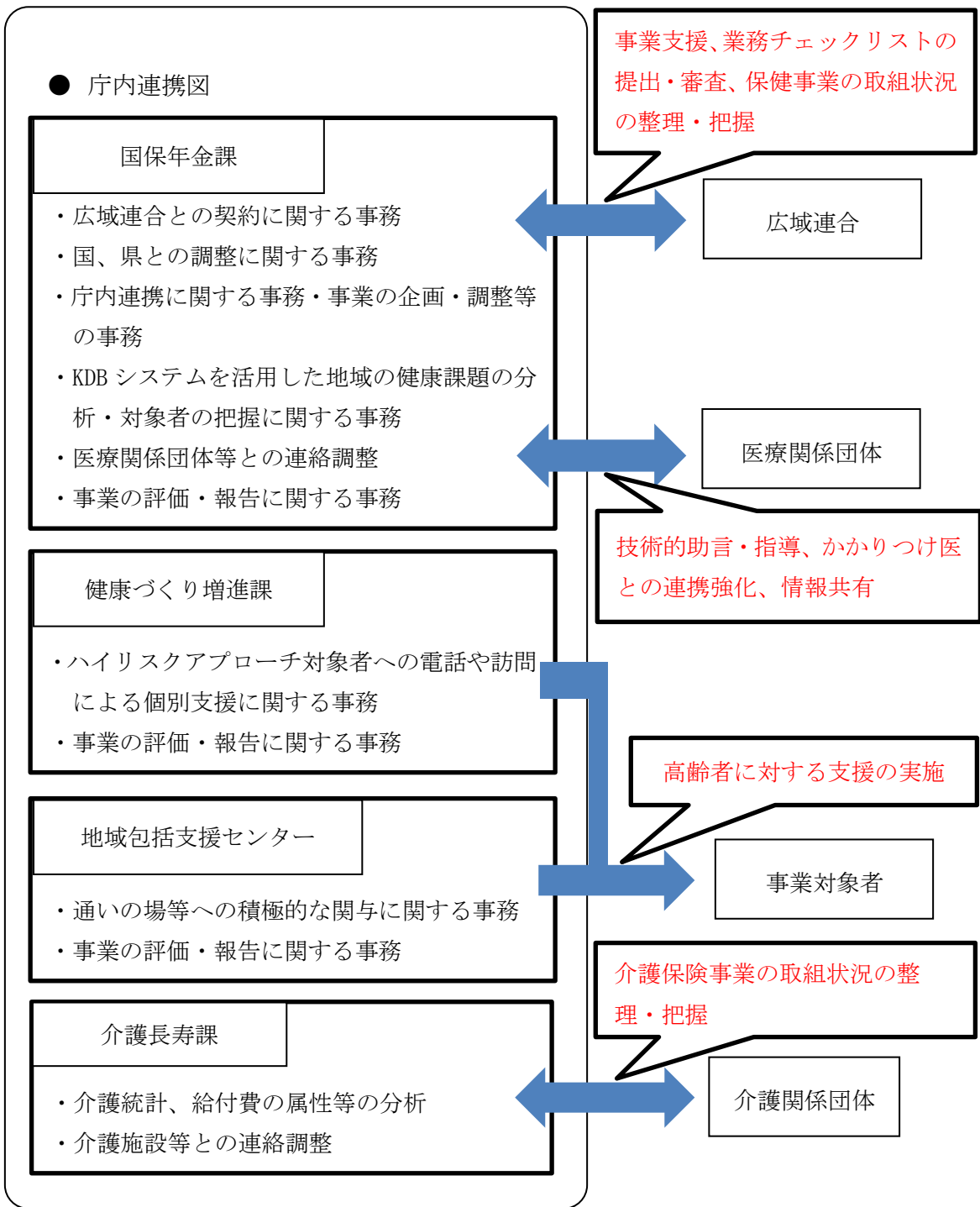


事業形態

茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託事業



実施体制



予算

会計区分：一般会計

<歳入> 後期高齢者受託事業収入 14,484千円

<歳出> ①企画・調整等の業務に係る保健師等の医療専門職に係る人件費
②個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に要する人件費（医療専門職）
物件費（需用費等）
への充当 14,484千円

県内取組状況

令和4年11月15日広域連合調査

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 又は未定	合計
6	11	15	7	5	44
参考（近隣） ・行方市		・小美玉市	・石岡市	・土浦市	